

## 論 説

## 会計基準違反に対する刑事罰と公正会計慣行

岸 田 雅 雄

- I 問題の所在
- II 最近の裁判例
- III 会計基準と包括規定
- IV 刑事事件と会計基準
- V 国際会計基準と刑罰法規性
- VI 結語

## I 問題の所在

最近の世間の注目を集める経済犯罪に関する刑事事件には、会計基準の違反が問題となっているものがある。たとえば長銀事件、日債銀事件、ライブドア事件等がこれである。これらの裁判においては、ある会計基準に違反したか否かがもっとも重要な争点となっており、その会計基準が法的効力を有するか否かが犯罪の成否を決定する。本稿では最近の事例を検討しながら、会計基準の法的効力について検討を加える。さらにこの問題は、最近の会計基準の国際化、すなわち国際会計基準の導入へも大きな影響を与えると考えられる。なぜなら国際会計基準は、わが国の法令ではなく、当然にはわが国企業や国民が遵守しなければならない法的義務はないからである。それにも関わらず、これは今後のわが国の会計基準の制定に

も大きな影響を与え、ひいては刑事裁判に影響を可能生があるため、これについても検討を加える。

## II 最近の裁判例

### 1 旧長銀事件判決

最近の裁判において、会計基準の変更の際の法的効力の問題に関して最高裁は極めて注目すべき判断を下した。平成20年7月18日、最高裁第2小法廷は、旧日本長期信用銀行（以下「旧長銀」という）の刑事事件について被告人全員の無罪判決、同時に行われた民事事件の判決でも上告人の上告を棄却し、刑事・民事両事件とも被告（人）に責任がないことを明らかにした。<sup>(1)</sup> 本件では、旧長銀の代表取締役等であった被告人らが平成10年に重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を大蔵省に提出したこと、及び旧商法に違反して利益がないのに利益配当をしたこと、の両事実により、旧証券取引法（現行金融商品取引法）違反及び商法（現行会社法）違反の罪で起訴され、第1審（東京地裁平成14年9月10日）、原審（東京高裁平成17年6月21日）が有罪の判決を下したため被告人らが上告したが、最高裁は、原判決を破棄・自判して被告人全員に無罪を言い渡したものである。また、民事事件では、旧長銀の債権者となった整理回収機構等が、旧長銀の代表取締役等であった被告らに会社に生じた損害の賠償を求めて訴えを提起したが、これについても第1審、第2審、最高裁とも被告らの責任を否定したものである。

本件では、不良債権の会計処理に関して旧証券取引法上の有価証券報告書虚偽記載罪と旧商法上の違法配当罪の成否が問題となった。旧商法上「取立不能の虞があつて取立不能と見込まれる貸出金」について「償却又は引当をしないこと」により「当期未処理損失」を圧縮した上、それに基

---

(1) 岸田雅雄「旧長銀事件最高裁判決の検討」商事法務1845号26～32頁、2008年。

づいて作成した内容虚偽の財務諸表等を有価証券報告書に掲載して提出した事実、及び、適正な償却・引当をすれば剰余金が皆無であったのに、任意積立金を取り崩して株主に対し違法な配当をした事実、が犯罪とされたものである。すなわち、債権を正しく評価しなかったことが「虚偽の記載」であり、かつ「違法配当」の根拠とされたが、旧商法には明確かつ詳細な債権評価の基準がなかったため、旧商法32条2項の「公正ナル会計慣行」を「斟酌スベ」きこととなった。当時の債権の評価は、基本的に大蔵省の通達等によって行われていたため、そのような通達等が「公正ナル会計慣行」となるか否かがまず問題となった。さらに、その通達等による債権評価の基準は、本事件の前後で大きく変更されたが、変更後の基準のみが唯一の会計基準であるか否かも争点となった。これについて最高裁判決は、本件の通達は「公正ナル会計慣行」ではあるが、「唯一の公正ナル会計慣行」ではなく、それまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準で行った会計処理が直ちに違法となるものではなく、結局、被告人らの行った行為は違法ではなかったとして被告人を無罪としたものである。

## 2 ライブドア事件

ライブドア事件は、第1審判決（東京地判平19年3月16日）および第2審判決（東京高判平20年7月25日）が既に下されている。判決では以下のような事実を認定している。<sup>(2)</sup>「本件においては、ライブドアファイナンス（ライブドアの完全子会社）が出資を行っていた4つの投資事業組合（チャレンジャー1号、VLM-A 1号、VLMA 2号、EFC 組合）がライブドア株式を取得し、それを取得時よりも高い価格で売却した取引を、ライブドアの連

---

(2) 大杉謙一「ライブドア判決の検討（下）」商事法務1811号13頁から14頁までを表現を多少変えて引用した、2007年。ライブドア判決に疑問を呈するものとして、弥永真生「長銀刑事事件最高裁判決の意義と今後の影響」経理情報1192号26頁以下（2008年）。

結財務諸表において損益取引として扱い、株式の売却益を連結売上に計上することが許されるか否か、すなわちこれらの組合が連結対象となるか否か等が問題となった事件である。

これらの投資事業組合のうち、チャレンジャー 1 号は、組成時の出資者が、契約の名義上は、業務執行組合員の O 社 (N 証券の子会社。E が代表取締役を務めていた) と、一般組合員のライブドアファイナンスの 2 者のみであり、実質的には O 社による出資金は支払われておらず、全額ライブドアファイナンスが出資している。そして、チャレンジャー 1 号の業務はライブドア株式を他の投資事業組合に現物出資して、同株式の売却益を分配金として受け取り、これをライブドアファイナンスに支払うことのみであって、その余の業務を行っていない。また、チャレンジャー 1 号の業務は、業務執行組合員とされていた O 社や P 社の自主的判断により行われていたものではなく、A の指示により行われていた。

これらの事実をもとに、判決は、チャレンジャー 1 号は、その組成目的が、ライブドア株式の売却により生じた利益をライブドアの連結売上に計上することにあり、かつ、投資事業組合を介することによって、子会社による親会社株式の処理の会計処理を潜脱することにあつたと認定している。

VLMA 1 号については、ライブドア株式の売却益をライブドアの連結売上に計上する目的でスキームの中に組み込まれた組合であり、会計処理を潜脱する目的があること、その業務内容はチャレンジャー 1 号から現物出資として受け入れたライブドア株式を売却し、その売却益をチャレンジャー 1 号に還流させることであること、ライブドア株式の売却や資金移動がライブドアファイナンスの意向を受けた E の指示によって行われていること、実質的な出資者がライブドアファイナンスを唯一の出資者とするチャレンジャー 1 号のみであることが認定されている。

VLMA 2 号については、ライブドア株式の売却益をライブドアの連結売上に計上する目的でスキームの中に組み込まれた組合であり、会計処理

を潜脱する目的があること、その業務内容は、主としてチャレンジャー1号から現物出資として受け入れたライブドア株式を売却し、その売却益をチャレンジャー1号に還流させることであること、企業買収等の活動もEを介してライブドアファイナンスの指示に基づいて行われていること、ライブドア株式の売却や資金移動がライブドアファイナンスの意向を受けたEの指示によって行われていること、ライブドア株式の売却益の大半がチャレンジャー1号に帰属することが認定されている。

EFC組合については、ライブドアファイナンスまたはライブドアとチャレンジャー1号との間で資金移動をする際に、EFC組合名義の口座を経由させているだけで、本件当時は何らの業務も行っていないこと、EFC組合は、ライブドア株式の売却および売却益の連結売上計上のために法規制等を回避するために組成されたことが認定されている。

これらの認定を踏まえて、控訴審判決でも、これらの組合によるライブドア株式の売却は、実質的にはライブドアファイナンスがライブドア株式を売却したものであり、会計処理上も、ライブドアファイナンスが売却したものとみるべきであり、ライブドアの連結損益計算書上、売上として計上することは許されない」と判示する。

本件事件についての第1審判決（東京地判平19年3月16日）および第2審判決（東京高判平20年7月25日）は、被告人につき虚偽記載有価証券報告書提出罪（旧証券取引法197条1項1号）が成立するとしたが、同犯罪が成立するには、提出書類に「重要な事項につき虚偽の記載のある」ことが必要である。「重要な事項」とは投資者の投資判断に影響を与えるような基本的な事項、すなわち、その事項について真実の記載がなされれば平均的投資家の投資判断が変わるような事項と解されている。これについて、第1審判決は、ライブドアの平成16年9月末までの連結会計年度につき、自己株式の売却益37億円あまりを計上したことが有価証券報告書の虚偽記載に当たるとし、第2審判決は自己株式の売却益37億円あまりの計上に登場した組合は、会計処理の潜脱という脱法目的で組成されたものであり、結局許

されない利益計上がなされたとする。

### III 会計基準と包括規定

#### 1 会社法と会計規制

一般に会計基準は法的にはどのような効力を有するのであろうか。まず会社法の計算規制について検討を加える。有限責任制度を採る株式会社にとって計算規制は、債権者及び株主保護にとって本質的なものである。旧商法<sup>(3)</sup>には会社の計算規制に関する286条ないし287条に詳細な規定があったが、平成14年の旧商法の改正により計算規制は削除され詳細は法務省令たる計算書類規則<sup>(4)</sup>に委ねられることとなった。この方針は会社法でも引き継がれ、会社法本体における計算関係の規定は、①会計帳簿に関する規定(432条～433条)、②計算書類に関する規定(435条～444条)、③株主資本の各項目に関する規定(445条～460条)、④分配規制に関する規定(445条～446条)に過ぎない。これらのうち保存・閲覧等に関する規定(432条、433条)、計算書類の作成の手続に関する規定(435条)、株主資本の額の変動等の手続に関する規定は(447条～451条)、いずれも必ずしも狭い意味での会計に関する規定でないと考えられる。そうすると会社法の計算規制に関する規定のうち、会社法で独自に意味がある規定は、株主資本の各項目に関する規定(450条以下等)および分配可能額(461条)に関する規定のみとなる。なお会計帳簿や計算書類の具体的な作成方法、いわゆる会計基準に関する規定の詳細は会計規制は法務省令たる会社計算規則に規定するほか、一般規定たる包括規定により一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うこととしている。従って会社法独自の計算規制の中心は、剰余金分

---

(3) 以下本稿において旧商法とは、平成18年5月1日施行の会社法以前の商法を意味する。

(4) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則。

配に関する規制だけとなる。

## 2 会社法の包括規定

会社法では会社の計算規制に関する実質的な規定はほとんど置かず、会社計算規則によるほかは、一般的な包括規定によることとしている。会社法431条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」<sup>(5)</sup>がこれである。この規定をどのように解するかは議論が分かれる。

1) 「一般に公正妥当と認められる」とは、一般社会、すなわちその会社、業界、あるいは会計処理を行う社会において認められていることを意味する。具体的には会社法中の計算規定の目的、すなわち、企業の財産および損益の状態を明らかにするという目的に照らして判断されるべきこと<sup>(6)</sup>になる。

2) 「企業会計の慣行」とは、企業会計に関する慣行である。慣行とは『商』慣習（商法1条2項）「慣習（民法92条）」とほぼ同義であり、必ずしも成文化されている必要はないが、ある業種、業態あるいは一定の規模の企業間で原則として一定の期間反復継続して習わしとして行われているものをいうが、場合によっては現在すでに行われている事実に限らず、慣行となることが確実である新しい合理的な会計処理方法を合むと解すべき場合<sup>(7)</sup>もある。こう考えると企業会計の「慣行」であるか否かは事実の問題でもある。なお具体的に何がこの企業会計の慣行に当たるかは後述する。

3) 「従うものとする」とは、従わなければならない、すなわち「一般に

---

(5) なお持分会社に関しては会社法614条は「持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と定め、商法19条1項は「商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」と定めているが同趣旨である。

(6) 田中誠二・商事法研究・第2巻127頁、昭和46年、千倉書房など参照。

(7) 弥永真生・コンメンタール会社計算規則・商法施行規則（第2版）95頁（商事法務、2009年）。

公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従わないときは、当然に違法な会計処理になることを意味する。これは旧商法32条の「斟酌スベシ」と比較すると明かであろう<sup>(8)</sup>。

ところで会社法431条の一般規定の他に会社計算規則3条では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」とするため、会社法と会社計算規則の両者の関係をどう解するかが問題となる。会社法431条で企業会計の慣行に全面的に委ねることとする中で、あえて法務省令で規定を設けることとしたのは、計算規制のうち重要なものは一般条項ではなく、具体的に規則で規定を設けるが、具体的な会社計算規則の用語の解釈や規定の適用については、一義的に明確でない部分については企業会計の慣行を斟酌して決定しなければならないことを定めるものと考えられる<sup>(10)</sup>。このように考えると会社法431条と会社計算規則3条の関係は、会社法431条は、会社の会計に関して、会社法およびその下位

---

(8) 会社計算規則3条では、「しん酌」とは考慮に入れるという意味にすぎないという解釈も可能であるが、会社法431条が「従うものとする」と定めて（「…ものとする」と表現は訓示の規定に用いられるものであり [たとえば、条解会社更生規則11頁参照]、従わないことが直ちに違法となるわけではない場合に用いられるのが一般的である）、「従わなければならない」とは定めていないことから、条理に基づいて、会計処理を行うことができる余地が会社法の下でもあると解すべきであろう（弥永・前掲注7・92頁）。

(9) 平成17年改正前商法32条2項にいう「斟酌」とは「公正ナル会計慣行」によらない特別の事情がないかぎり、これによらなければならないという趣旨であり、「参酌」よりも接着しているが、「基づく」よりは接着せず、その中間を表す（鈴木竹雄＝竹内昭夫・会社法 [第3版] 330頁、1994年）。「斟酌」という場合には、「会計慣行そのものを考慮はいたしますけれども、学説なり原理、条理というようなものがそれよりも商法の目的から見てより優れて合理的で公正だというような場合、その原理等が未だ会計慣行として定着していなくても、それを採用することが認められる」（田辺明＝味村治ほか・新商法と企業会計127頁 [田辺発言]、弥永・前掲注7・92頁）。

(10) 弥永・前掲注7・91頁。郡谷大輔・和久友子・小松岳志・会社計算規則逐条解説29頁、2007年、税務研究会出版局）。



法令である法務省令に規定がある場合も、ない場合も含めて、そもそも、会社の会計については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従わなければならないとしつつも、会社計算規則3条は、重要な計算規制を定める法務省令の規定の解釈にあたって、法務省令の規定があくまで企業会計の慣行の範囲内で定められていることにすぎないことを前提として、形式的にこれを適用するのではなく、企業会計の慣行を斟酌して解釈し、適用すべきであるということ<sup>(11)</sup>を規定すると考えられる。すなわち計算規制のうち会社計算規則に具体的に規定があるものはその規則をまず適用すべきだとしても具体的な解釈は企業会計の慣行を斟酌して解釈すべきこととなる。

### 3 金融商品取引法上の会計規制

金融庁設置法4条17号では、金融庁だけが企業会計の基準の設定との他企業の財務に関する事務を司ることが定められ、更に金融庁組織令24条に企業会計審議会が企業会計基準、監査基準等の設定を行うことが規定されている。金融商品取引法193条では、金融商品取引法上の会計規制として、金融商品取引法上作成しなければならない財務書類は、「内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法によってこれを作成しなければならない」とし、これを受けて財務諸表等規則、連結財務諸表規則等を定めるとともに、財務諸表等規則1条2項で企業会計審議会から公表された企業会計の基準は「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に該当するもの」とし、さらに同規則1条3項ではそれ以外のものであっても金融庁長官が特定の事項について、特に公表したものがあるときは、その基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるもの」としている。

---

(11) 弥永・前掲注7・89頁。郡谷大輔・和久友子・小松岳志・会社計算規則逐条解説29頁、2007年、税務研究会出版局。

#### 4 公正ナル会計慣行

##### 1) 経緯

戦後長く大蔵省（金融庁）に設置する企業会計審議会の公表する企業会計原則等の会計基準は、金融商品取引法193条及び財務諸表等規則 1 条 2 項で、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する」とみなされ、間接的に法的効力が付与されていた。しかしわが国では、会計基準設定における政治からの独立性を担保するために、2001年7月26日に民間の団体である財務会計基準機構が設立され、その下にある企業会計基準委員会が企業会計基準を設定し続けている。このような企業会計基準委員会が公表する会計基準は、当然には法的効力を有しないために、財務会計基準機構の企業会計基準委員会が公表した会計基準は、所要の手続（財務諸表等規則等に係る事務ガイドライン「企業会計基準委員会の公表した各会計基準の取扱いについて」）を経た場合にのみ一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として取り扱われているにすぎない。したがって、企業会計基準委員会の公表する基準等は、それが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」でなければ、会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」や金融商品取引法193条及び財務諸表等規則 1 条 1 項の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下において会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」及び財務諸表等規則 1 条 1 項の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の両者等を合わせて「公正会計慣行」として引用することがある）」等の規定を介して法的拘束力を有しないことは明らかである。こうしてみると、企業会計基準委員会が、例えば時価を凍結するために新しい「企業会計基準」を公表したとしても、それが法的効力を有するには、それが「公正妥当な会計基準」であることを要することはいうまでもない。

## 2) 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」

金融商品取引法193条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」とは会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とほぼ同義であるが、金商法193条はその内容をさらに詳しく明かにするもので「企業会計の基準その他」を含むものである。「企業会計の基準」とは、企業会計において採用されるべき会計処理方法を明文化したもので企業会計審議会が公表した企業会計の基準、企業会計基準委員会が開発した企業会計の基準や適用指針、あるいは企業会計審議会の会計基準に関して日本公認会計士協会が公表した実務指針も<sup>(12)</sup>「企業会計の基準」等に当たる可能性がある。以下個別に検討を加える。

### ①法務省令と内閣府令

会社法の所轄官庁は法務省である。従って会社の計算規制、すなわち法務省令たる会社計算規則の設定主体は法務省である。会社法では、会計処理や計算書類の表示の問題に関しては、会社法独自の規制をほとんど置くことなく、計算の実体的な部分については、会社計算規則のほか一般に公正妥当と認められている会計慣行に従うべく規定の整備がなされている。これに対し公開大規模会社に適用される金融商品取引法（旧証券取引法）の会計は、主として投資家保護の情報提供目的のために整備された会計体系であるためその主たる内容は会計処理および情報開示機能にある。このように会社法と金融商品取引法では本来その規制目的が異なる筈であるが、しかし旧商法と異なり会社法における計算規制は、会社法431条の「公正会計慣行」を媒介として事実上、企業会計基準委員会の作成する企業会計基準を基礎とすることによって旧商法会計と旧証券取引法会計ほどにはその差異はなくなり、事実上その差異はなくなったとされる。

---

(12) 規制産業について、監督官庁が定めた会計の準則なども「企業会計の基準」であるが、通達が直ちに「企業会計の基準」にあたるかどうかについては検討を要する。

会社法では、法務省令たる会社計算規則において詳細な計算規制を規定しているが、その具体的な内容は、金融商品取引法における会計基準とほぼ同一である。また会社法431条と同様の趣旨の規定として金融商品取引法193条があり、そこでは「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」とし、これに基づき内閣府令で財務諸表等規則、連結財務諸表規則等を制定している。しかし金融商品取引法上の会計規制は主として表示に関するもので、これらの財務諸表規則等は実体的には企業会計審議会の企業会計原則や企業会計基準委員会の企業会計基準を基礎とする内容である。

## ②企業会計審議会の公表する企業会計原則等

企業会計審議会は、金融庁組織法24条に基づき金融庁に設置されており、その目的は、「企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣と総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、または建議すること」である。国家行政組織法8条に基づく審議会の報告や建議はそのままでは各行政庁の意思とはならないため、それを各行政庁の意思とするためには、大臣等の法律によって権限の与えられている者によって改めて意思の決定、表示が行われることが必要である。そのため財務諸表等規則1条2項では「金融庁組織法24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」との規定がある。従って企業会計審議会が公表した企業会計の基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」にあたることには法令上の根拠がある（『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』[平成10年6月16日参照]）。ところで企業会計審議会が公表する企業会計原則の最終改正は、昭和57年4月20日であり、それ以後に企業会計審議会から公表された会計基準は、企業会計原則の改正ではなく、そのテーマ毎

の会計基準を企業会計原則とは別個に設定するものとなってきた。この場合には企業会計原則に優先して適用されることとなる。

### ③企業会計基準委員会

戦後長く企業会計基準は政府（大蔵省、金融庁）がその設定主体となってきたが、2001年7月26日に国際的な会計基準の開発に貢献するための議論を行う人材を民間から集める目的で、民間・独立の機構として、経団連、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券業協会、日本商工会議所、など関連10団体を設立母体として、財団法人「財務会計基準機構」が設立され、その下に会計基準の設定主体として企業会計基準委員会が設立された。これ以後は企業会計審議会に代わり、主として企業会計基準委員会が会計基準を作成することとなった。しかし企業会計基準委員会は民間の団体であるため、その公表する企業会計基準に法的効力を与えることができるか否かは疑義があるところである。もっともこれについて平成14年3月26日に金融庁は、企業会計基準委員会が公表した『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』について」と題する文書を公表し、同会計基準は、証券取引法の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取扱うことを明かにする。このように間接的に企業会計基準委員会の公表する企業会計基準に一般に認められた会計慣行としての根拠が与えられているが、これは明文の法律の規定ではないため、その法的効力については今後とも議論がなされよう（なお後述の平成21年12月11日施行の連結財務諸表等規則改正を参照のこと）。

## IV 刑事事件と会計基準

### 1 刑罰法規としての会計基準

一般に会計処理方法が犯罪となる場合、たとえば会社法上の違法配当であるとか、金融商品取引法上の有価証券報告書の虚偽記載等になるか等は、事実上企業会計基準に違反したかが問題となることが多い。具体的に

は会社の計算書類の剰余金額の算定、有価証券報告書に掲載された財務書類における会計処理等が違法とされる場合には、その会計処理が会計基準に違反する違法なものであることが必要である。しかし多くの会計基準違反事件は、その会計処理について直接規定する法令は存しないため、旧商法32条2項（現行会社法431条）や旧証券取引法（現金融商品取引法）193条等の「公正ナル会計慣行（以下では金融商品取引法193条の「一般に公正妥当であると認められるところ」のものを含んで検討を加える）を斟酌しなかつたこと、あるいは「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わ」なかつたこと、が問題となるものである。

この場合には、違法とされた会計処理が、①どの会計基準に違反したのか、②その会計基準は商法32条2項等のいわゆる「公正な会計慣行」となり得るのか、③その会計基準が「公正ナル会計慣行」と認められるとしても、それを斟酌しなかつたことが当然に違法となるか、等を検討しなければならない。

さらに会計基準違反が刑事事件に関する場合には、刑事事件特有の問題が生じてくる。なぜなら刑事事件においては、事実上企業会計基準が犯罪の構成要件となっているからであり、もしその企業会計基準に違反していなければ、犯罪行為とならないと考えられるからである。しかし会計基準が刑事罰の根拠となるには、一般的に刑事法における罪刑法定主義が適用されなければならない。罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには立法府が制定する法律において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰をあらかじめ明確に規定しておかなければならないとする考え方である（憲法31条、39条）。これは、公権力が恣意的に刑罰を科すことを禁止して、国民の権利と自由を保障することを目的とするものである。この基準に照らせば、刑事事件において企業会計基準の適用が問題となる場合には、①構成要件の明確化、②遡及適用の禁止、③類推解釈の禁止、④適用時期の明確化（周知性基準の適用）等を考慮しなければならないこととなる。以下では裁判例を参考にこれらの問題に検討を

加える。

## 2 旧長銀事件判決の内容<sup>(13)</sup>

前述の旧長銀事件判決では、①「公正ナル会計慣行」となるべき一定の要件を備える場合には「通達等」も旧商法32条2項を介して法的効力を有するが、同事件において「通達」が当時「『唯一の』公正会計慣行」であったことは否定する。さらに、「公正ナル会計慣行」に「従わなかった場合」には当然に違法と解する。旧長銀判決は、旧商法32条2項を承継した会社法431条の解釈にも大きな影響を与えるものと思われる。会社法では、「従うものとする」として会計慣行を単に「斟酌」するのではなく「従わなければならない」義務を課しており、それに従わない場合には当然に違法となる。

さらに、②「公正ナル会計慣行」が認められる場合の要件として旧長銀判決は次の要件を挙げる。1) 会計処理基準の適用範囲が明確であること、2) ある企業会計基準が「『唯一の』公正会計慣行」として他の企業会計基準を排斥するためには、その基準において「他の基準を排斥することが明確にされていること、がこれである。この基準によって判決では、「従来のいわゆる税法基準を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえ」なかったとしてその排他性を疑問視したものである。なお、旧長銀事件の民事事件についての東京地裁判決<sup>(14)</sup>では、従来存在していた「公正ナル会計慣行」を変更し、これに代わる新しい基準が唯一の「公正ナル会計慣行」と認められる要件として、①商法の会計帳簿の目的に照らし、社会通念上、合理性があること、②変更に伴って企業会計の継続性確保の観点から支障が生じるような場合には、これに対する手当がなされていること、③改正手続が適正なものであること、④新たな基準が法令によって唯一の規範として拘束性を有する

(13) 岸田・前掲注(1)26~32頁参照。

(14) 東京地判平成17年5月19日(判例時報1900号3頁)。

ものであることの周知性が図られるべきであること等を挙げており、控訴<sup>(15)</sup>審判決も、「新たな慣行が従前の慣行を廃止した会計慣行として承認され法規範性を取得するためには、その抵触する従前の慣行に従った会計処理を確定的に廃止し、暫定的時限的にも例外的な取扱いを許容しないことが一義的に明確であることが条件の一として必要であるというべきである」等とし、最高裁も上告理由（原審判決の理由不備・食違いの主張）は認められないとして原審判決が確定したため、1審判決の論理は認められていると解される。

上述の旧長銀事件の最高裁判決の射程範囲は以下のとおりと考えられる<sup>(16)</sup>。

（1）会計処理基準の適用範囲が明確でなければならない。

会計処理基準の1である通達が、商法32条2項の「公正ナル会計慣行」となるには、それが広く一般に「公正ナル会計慣行」と認められるものでなければならない。しかしそれが具体的に法規範として機能するのは、その適用範囲が明確にされている部分だけである。特に旧長銀事件判決では、法令ではなく通達である決算経理基準が「公正会計慣行」が否かが争点となったのであるが、判決では「改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかった」として、明確性を要求したものである。旧長銀事件でも企業会計基準委員会の企業会計基準、日本公認会計士協会の実務指針等が旧商法32条2項（現行会社法431条参照）の規定を介して法的拘束力を有するには、上記の基準の適用されることになる。この旧長銀事件判決の論理は会計学者や法律家の間でも広く支持されている（弥永真生「長銀刑事事件最高裁判決の意義と今後の影響」旬刊経理情報1192号26頁（2008年9月10日号、中央経済社、岩倉正和＝石川智也『「公正なる会計慣行」に明確性を要求した長銀事件」ビジネス法務2009年1月

---

(15) 東京高判平成18年11月29日。

(16) 以下の記述は、岸田・前掲「旧長銀事件最高裁判決の検討」による。



号34頁、中央経済社、岸田雅雄「旧長銀事件最高裁判決の検討」商事法務1845号26頁以下、2008年）。このように「公正ナル会計慣行」がその適用範囲と適用時期の明確性が要求されるのは、それが法的効力を有するために不可欠の条件であることは疑い得ない。しかし他方においてライブドア事件において前述の企業会計基準や実務指針が、本件の会計処理に適用されることは、規定上明確でないことは明らかなため、判決では類推適用したものである。したがってライブドア事件判決は旧長銀事件判決に明確に違反するものであると考えられる。

（2）ある企業会計基準が「唯一の『公正会計慣行』」として他の企業会計基準を排斥するためには、その基準において「他の基準を排斥することが明確にされていることが必要である。

旧長銀事件判決では「従来 of いわゆる税法基準を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえ」なかったとしてその排他性を疑問視する。従って「公正ナル会計慣行」が「唯一の基準」であって「他の公正ナル会計慣行」を排斥するには、そのことが明確にされていることが必要であると考えられる。すなわち旧長銀事件判決からは、①従来の基準を排斥する正当な理由、と②新基準の適用時期がいつか、の2点が大きな問題とされた。まず従来の基準を排斥する旨の趣旨が明文で規定されている場合には問題はない。しかし一般的には会計基準を設定する場合には、まったく新しく作る場合と、従来の会計基準を変更する場合があります。前者の場合にはあまり問題は生じないが、後者の場合には、その変更の理由が妥当なものであり、かつ従来の基準を変更することが明かにされている必要がある。

### 3 刑罰法規としての会計基準

#### 1) 罪刑法定主義と会計基準

ところで一般に会社法や金融商品取引法等といった経済関連法規と会計規範の関連から検討すると、罪刑法定主義に対する考慮がほとんどなされ

ていないことが大きな問題であると指摘できる。会計基準を罪刑法定主義の観点から見ると、前述のように、それが①構成要件の明確化、②遡及適用の禁止、③類推解釈の禁止、④適用時期の明確化（周知性基準の適用）等を考慮しなければならない筈である。

会社法や金融商品取引法では、会計基準は必ずしも制定法規として制定されるわけではなく、実質的には企業会計基準委員会の公表する企業会計基準を会社計算規則や財務諸表規則等で成文化しているのが実情である。したがって、現在ではほとんどの会計基準は企業会計基準委員会の作成する企業会計基準に委ねられているとって過言ではない。そのため、それらの会計基準に違反する会計処理を行えば、その会社の経営者等（取締役、監査役、会計監査人等）は犯罪行為を行ったとして、刑事罰（違法配当罪、有価証券報告書等の虚偽罪）を科せられる。しかし、それらの会計基準は必ずしもその法律上の根拠を有しておらず、また、その基準の内容や基準の適用範囲も一義的には明らかではない。したがって、一般の多くの国民があらかじめこの基準に違反すれば刑事罰を受ける可能性があるということを知ることができない可能性があり、これは、罪刑法定主義の趣旨に反するおそれがある。また、実際にも会計基準を作成する企業会計基準委員会においては、必ずしも刑罰法規を作っているという意識はないのではないかと考えられる。多くの法曹や法学者も、会社法や金融商品取引法の解釈に当たって会計規範に言及することは乏しく、他の条文については精緻な解釈を展開する人々も、会計規範については所与のものとして論ぜられることが少なくないのである。以下具体的要件を検討する。

## 2) 構成要件の明確化、

会計基準を刑罰法規規定と見れば、その構成要件が明確でなければならぬことは当然である。これは旧長銀事件の明かにするところである。企業会計基準委員会の会計基準や、日本公認会計士協会の実務指針等は直接、その犯行時点とされる時点で明確な内容であり、かつ慣行となってい

なければならないことは当然である。

### 3) 類推解釈の禁止

一般に法令に明文の規定がない場合の解釈としては、①そのような規定がない以上、そのような場合にはその基準は適用されないことを明らかにしているとする考え方（反対解釈）と、②規定がない場合は類推して類似例から推測するとする考え方（類推解釈）の両者がなり立ちうる。しかし一般に刑罰法規においては、罪刑法定主義の観点から法規の類推適用は認めないとするのが大原則である。会計基準が事実上刑罰法規となっており、しかも被告人の行為が犯罪となり得る唯一の会計基準である場合には、類似の会計基準を類推適用できないことは当然である。

### 4) 適用時期の明確化（周知性基準の適用）と遡及適用の禁止

さらに実際上もっとも困難な問題はその適用時期である。法令の場合には適用時期が明かにされ、官報でそれが周知されるが、それ以外の会計基準の場合にはそれが必ずしも明らかではない。例えばライブドア事件において犯罪の成否に影響を与える新しい基準がその後公表されたということは、その反対解釈として、その新しい基準公表前ではそのような会計処理は「公正ナル会計慣行」ではなかったと解すべきことは明かである。旧商法32条2項では、そのような明文の基準がない場合の会計処理方法としては、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌ス」べきこと（現行会社法431条によれば、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」となる）としていた。従って何が「公正会計慣行」になるかが問題となるが、前述のように刑事事件の場合には、これについては罪刑法定主義（憲法31条、39条）の見地から、犯罪を犯す前にあらかじめ一般の人々にその犯罪の構成要件（この場合は公正会計慣行）が明らかになっている必要がある。それは基本的には「会計慣行」が一義的に決まること、すなわち1つの会計処理についての会計基準（会計慣行）が1つしか存在しないことが

必要である。もし 2 つ以上の公正会計慣行が存在するときは、複数の公正会計慣行の 1 つに従っておりさえすれば、他の公正会計慣行に違反していたとしても、違法ではないことは明らかである。

さらに会計基準を刑事罰則規定と考えるとこれを遡及的に適用してはならないことも当然である。一般に刑罰法規はその適用範囲とともにその施行時期が官報等で一般に周知される。従ってその施行時期以前に行われた行為は施行時期以降に違法となることはない。これは罪刑法定主義の観点から当然のことである。ところが、明文の規定ではなく、単なる「公正会計慣行」の場合は、その施行時期は必ずしも明確ではない。企業会計基準委員会の公表する企業会計基準の多くはその施行時期を定めているが、多くの基準はその施行時期以前であっても「適用を可能」とするため、実務上はそれ以前でも「公正ナル会計慣行」として適用を会計監査人から強制されていることが多い。あるいは場合によって基準設定以前においても遡及的に適用されていることが少なくない。しかし刑事罰則規定と考えるとそのような遡及適用は許されないものといわなければならない。

## V 国際会計基準と刑罰法規性

### 1 総説

わが国における会計に関して最近では国際会計基準が大きな問題となりつつある。国際会計基準は国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board: IASB) が公表するものであって、法的にはわが国においては法令ではなく、それに違反したからといって違法となるわけではない。しかし、現実の世界では、2007年 8 月の企業会計基準委員会 (Accounting Standard Board of Japan: ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) との間のいわゆる「東京合意」、その後の EU によるわが国会計基準の国際会計基準 (Internatinonal Financial Reporting Standards: IFRS) との同等性の評価決定等の進展があり、わが国企業に対し IFRS の適用を

容認ないし強制への動きが加速している<sup>(17)</sup>。特に最近では、IFRSの利用は、EUでの強制適用をはじめ世界中に広がりつつあり、アメリカにおいても証券取引委員会（Securities Exchange Commmsion：SEC）は、2007年にIFRSに対し、その数値調整規制の撤廃、2008年8月に、米国企業も2011～2016年にかけて段階的にIFRSを強制適用する案を提示しつつ、一定の企業に任意に適用を認める方策を決定した。

わが国でも2008年7月及び9月には、金融庁が「意見交換会」を開催し、同年10月以降、企業会計審議会企画調整部会でもIFRSのわが国企業へに適用について議論を重ね、2009年1月28日開催の企業会計審議会企画調整部会で中間報告案を取りまとめ、さらに同年6月には、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表し、同年12月には連結財務諸表規則等の改正案が公表施行され、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表に適用される。

## 2 包括規制と国際会計基準

このように今後、わが国においても国際会計基準がアダプト、あるいはコンバージョンとして導入されるとすると、これがわが国においても法的効力を有するか、有するとすればどのような法規制が必要かが問題となる。もっとも簡単な方法は国際会計基準を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（公正会計慣行）」と当たると解することである。公正会計慣行に当たるとすれば、国際会計基準がある程度継続的に行われていることを要するのかが問題となるが、「慣行」の事実を緩やかに解すれば、国際会計基準等も少なくとも連結計算書類との関係では「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」<sup>(18)</sup>に当たると解する余地がある。これはヨーロッパ諸

---

(17) この事情について詳細に述べるものとして、三井秀範「我が国企業への公認会計士の適用について」企業会計61巻9号113頁（2009年）があり、以下の記述はこれを参照した。

(18) 弥永・前掲注7・95頁。

国および少なからぬアングロ・サクソン系の諸国では、少なくとも連結計算書類との関係では、国際会計基準・国際財務報告基準の適用が強制または許容されており、国際会計基準・国際財務報告基準は、草案の公表とそれに対する意見を踏まえ、相当期間にわたる検討の結果に基づいて作成されていることから、少なくとも情報提供目的の観点からは、「一般に公正妥当と認められる」<sup>(19)</sup> 会計処理方法を指示するものであるという推定が働くからである。

### 3 連結財務諸表規則等の改正と国際会計基準

国際会計基準を強制ではなく任意の選択制度としてわが国企業の会計処理に採用した場合には、これがわが国法制上適法な会計基準かが問題となるが、これについて、金融庁は、2010年3月期から国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表規則に国際会計基準の任意適用を認めることが適当であるとして、国際会計基準の位置付けを明確化し、国際会計基準によって連結財務諸表規則を作成することができる企業の対象範囲を明確化し、あるいは会計基準の設定団体となっている企業会計企業委員会の位置付けを明確化するための一定の要件を満たす企業に対して、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認するために、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(連結財規) など関係府令及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」<sup>(20)</sup> (財規ガイドライン) の改正<sup>(21)</sup> を行い、2009年12月11日から施行した。

(19) 弥永・前掲注7・91頁。「しかし単体の計算書類との関係では、分配可能額規制との関係で、特に規定がおかれていない以上、日本における企業会計の基準のみが『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』であることが前提とされていると考えるべきであって、国際会計基準・国際財務報告基準が本条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であると解することは適当ではない」とされる。

(20) 告示指定の方式は以下の通りである。

## 1) IFRS を適用することができる企業の範囲

金融庁が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」においては、IFRS の任意適用の対象企業の範囲として、「継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつ、IFRS による財務報告について適切な体制を整備し、……IFRS に基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表（及びその上場子会社等の連結財務諸表）を対象とすることが考

### ○金融庁告示第一号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第1条第3項第1条の2第1号2及び第93条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、平成21年 月 日から適用する。

平成21年 月 日

金融庁長官 名

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第1条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第1条第3項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、財団法人財務会計基準機構（平成13年7月26日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成21年 月 日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げる企業会計の基準とする。

（国際会計基準）

第2条 国際会計基準（規則第1条の2第1号ニに規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート31に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われた企業会計の基準とする。

（指定国際会計基準）

第3条 指定国際会計基準（規則第93条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、前条に規定する国際会計基準であって、平成 年 月 日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表2に掲げる企業会計の基準とする。

(21) 詳細な解説として平松朗＝大橋英樹「IFRS の任意適用に係る連結財務諸表規則等改正案の概要」企業会計61巻9号121頁（2009年）

えられる」との意見をふまえ連結財務諸表規則の改正において IFRS による連結財務諸表を提出することができる企業を「特定会社」と定義し次の(1)又は(2)の要件のいずれかの要件を満たす会社とする(改正連結財務諸表第1条の2)。

(1) 以下の①~④の要件のすべてを満たす会社

①発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されていること。

②企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案において、有価証券報告書等に新たに記載事項として規定される「連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み」について、記載を行っていること。

③指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するための社内の体制として、当該基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の設置をしていること。

④国際的な財務活動を行う企業として、(イ)外国の法令に基づいて国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること、(ロ)外国金融商品市場の規則に基づいて国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること、及び(ハ)外国に連結子会社(資本金20億円以上のもの)を有していること、までの要件のいずれかを満たす企業、その子会社又はその関連会社であること。

(2) 直前の連結財務諸表(中間連結財務諸表又は四半期連結財務諸表を含む。)を指定国際会計基準により提出した企業が(1)の②及び③の要件を満たす場合は、(1)の①又は④の要件を満たさなくなったとしても、引き続き指定国際会計基準によって連結財務諸表を提出する会社。これは直前に提出した財務書類が連結財務諸表である場合、中間連結財務諸表である場合又は四半期連結財務諸表である場合のすべてが想定されることから、「特定会社」とするものである。



## 2) 適用となる IFRS の内容

国際会計基準を設定する団体に求められる要件を定め、実際に適用される国際会計基準を「指定国際会計基準」として告示において定める。

### (1) 設定団体の要件（改正連規1条3項）

企業会計の基準の作成及を行う団体について、法令上その存在を規定し、高品質な企業会計の基準が安定して作成されるよう当該団体には一定の要件を求める。当該団体が作成した企業会計の基準を自動的に指定国際会計基準として取扱うのではなく、デュープロセスの確保等を確認したものについて、金融庁長官告示により個別に指定することとする。

設定団体の要件は、まず1) 調査研究及び作成を業として行うこと、とそれが2) 団体であることを要件として求める。その団体の要件は、①利害関係を有する者から独立していること、②民間の団体であること、さらに③当該団体の財政基盤に係る要件として、資金の提供先は、特定の者に偏っていないこと、及び継続的に資金の提供を受けていることが必要である。そのほか、④実際に企業会計の基準を作成するための機能として高い専門的見地を有する者による合議制の機関を設置すること、と基準委員会が行う企業会計の基準作成における公正性及び誠実性を求める。さらに⑤一旦作成した基準が陳腐化しないよう会社等を取り巻く環境の変化に応じて必要な見直しが行われ、国際的取れん（コンバージェンス）の観点から、継続して検討を加えることにより・作成を行う会計基準が常に現下の経済情勢や企業環境を踏まえた高品質な基準であり、国際的に共通化された会計基準であり続けること等がその要件である。

### (2) 国際会計基準の指定手続

(1) の要件を満たす団体が作成・公表を行った企業会計の基準（＝国際会計基準）については、その基準が、①公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものか、②公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるか、という点を確認した上で、「指定国際会計基準」として加えるべく告示指定を行うこととする。

### 3 その他

指定国際会計基準に従って連結財務諸表を作成する場合は、わが国の企業会計の基準によって作成した場合との主要な相違点を注記事項として記載することを求められる(改正連結財規第94条第3号)。またわが国の会計基準について、上述した要件を満たす団体が公正かつ適正な手続の下に作成及び公表した企業会計の基準(財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会が作成・公表した企業会計の基準)を指定し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当する旨の規定を新設することとしている(改正連結財規第1条第3項、連結財規告示案第1条)。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」についても、連結子会社を有していないため連結財務諸表を作成していない特定会社について、日本基準に基づく財務諸表に加え、指定国際会計基準に基づく監査済みの財務諸表の開示を可能とする旨の規定を新設する(改正財規第127条第2項)。「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」についても、連結財規改正案及び財規改正案の改正内容と同様の改正を行うこととしている。上場企業であることが特定会社の要件となっているため、改政府令の適用は2010年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表等から適用することとしている(施行は、公布の日(2009年12月11日)とする)。

## 4 国際会計基準をわが国の法令化する場合の問題点

### 1) 問題の所在

このようにわが国の会計基準として国際会計基準を何らかの形で導入した場合、それが強制であろうが、任意であろうが、どういう条件の下で刑事罰法規として用いることができるのであろうか。今後この問題は国際会計基準が広く用いられるにつれて深刻な問題を生ずるおそれがある。なぜ

なら刑事事件において企業会計基準の適用が問題となる場合には、①構成要件の明確化、②遡及適用の禁止、③類推解釈の禁止、④適用時期の明確化（周知性基準の適用）等を考慮しなければならないが、最近の国際会計基準の変更の動きを見てみると大きな疑念を感じざるを得ないからである。

## 2) 国際会計基準の変更<sup>(22)</sup>

最近の経済危機に際して、国際的な会計基準の大きな流れとなっていた時価評価会計が凍結、あるいは変更されるべき事態が生じたが、将来わが国が採用した国際会計基準が変更された場合に、それはわが国法制上どのような法的効力を有するものであろうか、これについて検討を加える。

2008年10月3日にアメリカ連邦議会で成立した緊急経済安定化法（Emergency Economic Stabilization Act of 2008）は、その132条で「SEC（連邦証券取引委員会）は、公益の観点から必要又は適切と認めた場合、発行者や取引形態にかかわらず、アメリカ会計基準（SFSA）157号『公正価値の測定』の適用を中止することができる」と定め、133条では、時価会計について研究することやFASB（財務会計基準審議会）の基準設定プロセスについて研究することを認めた。さらに、FASBの協力を得たSECの緊急リリース（同年9月30日）及びFASBのスタッフポジション（ESP、FAS157-3、同年10月10日）は、活発な市場のない金融商品の公正価値評価に当たって将来のキャッシュ・フローやリスク・プレミアムに関する現在の市場参加者の期待を組み込んだ経営者の見積りを使うことを認められる旨を確認した。ヨーロッパでもIASB（国際会計基準審議会）がアメリカの基準とIFRS（国際財務報告基準）の整合性を確認した。さらに、同年10月13日には、IAS39号、IFRS7号を修正し、まれな状況における有価証

---

(22) 以下の記述については、岸田雅雄「時価会計凍結論をめぐって」税経通信903号1号97～104頁（2009年）、岸田雅雄「会計原則の変更の法的効力」会計・監査ジャーナル674号129～135頁（2009年）、参照

券の分類換え等も認めることとした。

このようなアメリカやヨーロッパの会計基準変更の流れは日本にも波及し、我が国でも一定の会計基準変更の措置が採られた。まず、平成20年10月28日、企業会計基準委員会は、実務対応報告25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表した。この報告書は、「金融商品会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」の解釈を明らかにするものであるが、そこでは、「市場価格がある場合には原則としてそれを時価として評価に使わなければならないが、『実際の売買事例が極めて少ない金融資産…の時価は経営陣の合理的見積りに基づく合理的に算定された価額による』」として、事実上変動利付国債について時価評価の適用をしなくても良いとする解釈を明らかにした。これは、事実上、時価評価の原則の凍結を認めたものと解されている。

さらに、企業会計基準委員会は、平成20年12月5日に、実務対応報告26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表した。これは、金融機関が利益を目的に短期間保有している債券などの有価証券を満期保有に切り替えることを認め、実質的に損失処理を先送りすることを認めるものである。実施期間は平成20年12月5日から22年3月期までであるが、20年10月1日からの遡及適用も認める。すなわち、従来から決算期ごとの時価評価が義務付けられている「売買目的」区分から、大幅に価格が下落した場合にのみ評価減する「満期保有」への振替えができるようになる。従来のルールでは「売買目的」から「満期保有」への区分変更は原則として禁じられており、保有目的区分変更について、実務指針では、有価証券の保有目的区分の定義及び要件を厳格に定め、分類の判断の恣意性を排除していた。すなわち、原則として、取得当初に決定した保有目的区分を取得後に他の保有目的区分に変更することを認めておらず、正当な理由により保有目的区分の変更を認める場合でも、その正当な理由は、一定の場合に限定されていた。

わが国の時価会計の凍結を法的側面から考える上で最も大きな問題は、

会計基準の変更が法的にどのような効力を有するかの問題である。アメリカでは、時価基準変更を行うために法律（緊急経済安定化法）を成立させ、SECに時価会計を凍結する基準を与えたのに対し、わが国では法律の改正なしに、すなわち、何ら法的根拠なしに、なし崩し的に時価会計を変更しようとしていることが問題であろう。したがって、そのような変更が法的に適法性を有するか否かが大きな問題となる。

### 3) 会計基準変更の法的効果

ところで、一般的に会計基準の変更はどのような法的効果を有するものであろうか。その会計基準が法令で明文の規定で定められており、その法令の改廃によって変更される場合には何ら法的には問題は生じない。しかし、そうではなくて、企業会計基準委員会の作成する企業会計基準が変更された場合に、それだけでは当然に法的に変更の効力を有しない。それは、法令の変更ではないからである。明文の規定がない以上、企業会計基準委員会の作成する「企業会計基準」は、会社法431条及び金融商品取引法193条、財務諸表等規則1条3項等の「公正会計慣行」と認められた場合にのみ法的効力を有するものである。

企業会計基準委員会の公表する企業会計基準は、その法的効力について明文の規定がない以上、前述のようにその基準が「公正会計慣行」となる場合にのみ、それが会社法431条や金融商品取引法193条・財務諸表等規則1条1項等の規定を介して「法的効力」を有すると考えられる。そこでこの点から前述の「時価会計凍結基準」の法的効果について検討を加える。

わが国における時価会計の凍結（会計基準の変更）が、アメリカにおけるそれと大きく異なる点は、アメリカでは、議会で国民の意志に基づいて法律を成立させて時価主義の緩和を決定したのに対し、わが国では、何ら法律の改正を伴わないで民間団体である会計基準委員会が「時価会計凍結基準」を公表しただけであって、何ら法的根拠を有しないことである。

したがって、企業会計基準委員会の公表する企業会計基準「時価会計凍

結基準」が法的効力を有するためには、それが前述の「公正会計慣行」に該当する必要がある。そこで、「時価会計凍結基準」を公正会計慣行と考えることができるかを検討する。

まず第1に、「時価会計凍結基準」が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」か否かを考えると、これを肯定することは困難であろう。なぜなら、これまで企業会計基準委員会もその根拠としてきた国際財務報告基準等も時価評価基準を全面的に否定していない以上、緊急時というだけで正当性が失われたと考えることはできない。そうだとすると、「時価会計凍結基準」を「一般に公正妥当」と考える法的根拠は存しないからである。さらに、「時価会計凍結基準」を「企業会計の慣行」と考えることができるかの点についても、これを肯定できない。その最も大きな理由は、これらの「時価会計凍結基準」が今後とも長期間にわたって採用される可能性がなく、緊急時の一時しのぎ措置であることが明らかだからである。特に、実務対応報告26号は、明確に期限付きの基準であって暫定的な措置であることを明らかにしており、その期限は、現在のところ、約2年間で予定しているようであるが、場合によっては10年、20年継続する可能性についても否定していない。したがって、これは「慣行」とは言えない。

#### 4) 会計基準の変更と刑罰法規

「時価会計凍結基準」は「公正会計慣行」と認められない以上、会社の役員にはこれを遵守する義務はない（もっとも基準の規定の仕方は選択的であり、その基準に従わなければならないとするものではない）。では逆に「時価会計凍結基準」に従って会計処理を行うことは、「公正会計慣行」でない会計処理を行うことになるのであろうか。形式的に解すればそうならざるを得ないが、他方において、民間団体とはいえ会計基準設定主体の公表する会計基準に従うことを「公正会計慣行」に反する会計処理と解することには異論があり得よう。その場合に、「時価会計凍結基準」が「公正会

計慣行」であるとする根拠としては、①会社法の解釈として会社の財産及び損益の状況の表示の適正性は要求されないと解するか、②表示の適正性には幅があり得ることを前提とし、時価会計の一部凍結であってもなお会社の状況を適切に表示することが必要であると解する、あるいは、実務対応報告25号に関しては、日本公認会計士協会会長通達「証券化商品等の時価の算定等に関する監査上の対応について」（平成20年10月28日）において、「実務対応報告25号『金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い』」に関して「その内容は…現行の会計基準の枠内における対応である」としてその有効性を認めることになる。

なお、「時価会計凍結基準」を「公正会計慣行」でないと考えると、それに従った会計処理は違法な会計処理として、会社法・金融商品取引法上の不実記載等の責任を生じさせるかが問題となる。形式的に言えば公正会計慣行に違反する記載であるので、不実記載等の責任を負うとも考えられる。しかし、民事責任及び刑事責任の発生に際しては、前述のように「時価会計凍結基準」は民間団体とはいえ会計基準設定主体が公表する会計基準であって、それに従うことは責任の根拠となる「違法性」が阻却されないと考えるか、それが「違法でない」と考えることに会社役員等に過失がないと考え、いずれにしても取締役、監査役、会計監査人、公認会計士、監査法人等の民事及び刑事責任を問うべきではないと考えられる。この刑事罰の根拠には前述の通り、罪刑法定主義が適用されることはいうまでもない。

## VI 結語

このようにわが国の会計基準設定において、それが刑事罰の根拠となり、いわば刑事罰規定であるにも関わらず、その作成者や公認会計士等の実務家等にその問題が十分に理解されていないように思われる。実際にも会計基準を作成する企業会計基準委員会においては、必ずしも刑罰法規を

作っているという意識はないのではないかと考えられる。多くの法曹や法学者も、会社法や金融商品取引法の解釈に当たって会計規範に言及することは乏しく、他の条文については精緻な解釈を展開する人々も、会計規範については所与のものとして論ぜられることが少なくないのである。このように考えると、今後は会計基準の法的効力、特に国際会計基準の法的効力（刑事罰則の根拠規定）について一層の研究が望まれるものである。